

緊急時の対応について

京都市では、学校における緊急時の対応について、一定の基準を設けております。これを基にして、各ご家庭でも対応の程、お願いいたします。しかしながら、災害の規模や発生状況に応じて、臨機応変に変更をしていくこともありますので、「すぐーる」や学校ホームページ、その他気象情報や災害情報にも、ご注意くださいようお願いいたします。

1 台風接近時の対応について

台風の接近により京都市（京都・亀岡地域）に

・午前7時現在、『暴風警報』が発令されている場合は、登校を見合わせます。

「大雨警報」「洪水警報」および各種の「注意報」については、学校から特別の連絡がないかぎり平常通り登校させてください。

・暴風警報が解除になった場合は、

① 午前7時までに解除になった場合・・・平常通り授業

② 午前9時までに解除になった場合・・・3校時から授業（午前10時45分～）

★午前10時00分に集合場所に集まり、集団登校します。

③ 午前11時までに解除になった場合・・・5校時から授業（午後1時55分～給食は中止）

★午後1時15分に集合場所に集まり、集団登校します。

④ 午前11時現在、警報発令中の場合・・・終日臨時休校

・学校にいる間に発令された場合は、

直ちに全ての教育活動を中止して、安全を確認し下校できる状況になり、帰宅させる場合には、「緊急災害時における確認事項」（年度当初記入）に基づいて集団下校、または学校待機後に保護者に児童を引き渡します。

2 特別警報が発令された場合

・学校にいる間に発令された場合は、

直ちに全ての教育活動を中止して、安全を確認し下校できる状況になり、帰宅させる場合には、「緊急災害時における確認事項」（年度当初記入）に基づいて集団下校、または学校待機後に保護者に児童を引き渡します。

・自宅で発令された場合は、

① 午前0時までに解除になった場合・・・翌日の5校時から授業（午後1時55分～給食は中止）

② 午前0時現在特別警報発令中の場合・・・臨時休校

なお、当日中に解除されてもその日は臨時休校となります。

その後、避難指示・避難命令が発令された時は、安全な避難場所へ避難してください。

テレビ・インターネット・緊急メール等の災害避難情報にご注意ください。

3 震度5弱以上の地震が発生した場合

・登校前に、京都市で震度が5弱以上であったときは、

下校後、午前0時までに発生した場合は翌日を、午前0時から登校時までに発生した場合は当日を臨時休校にします。休業日、休業前日に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休校としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、「すぐーる」や学校ホームページでお知らせします。

・学校にいる間に震度5弱以上の地震が起こったときは、

児童全員を学校待機とし、必要に応じて二次避難をし、避難場所でお迎えを待ちます。

・臨時休校となった場合の登校の再開は、

学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

※緊急の連絡には、不通でなければ「すぐーる」の一斉送信、ホームページでお知らせします。